

# 京都府における未収金削減に 向けた取組について

平成31年2月28日（木）

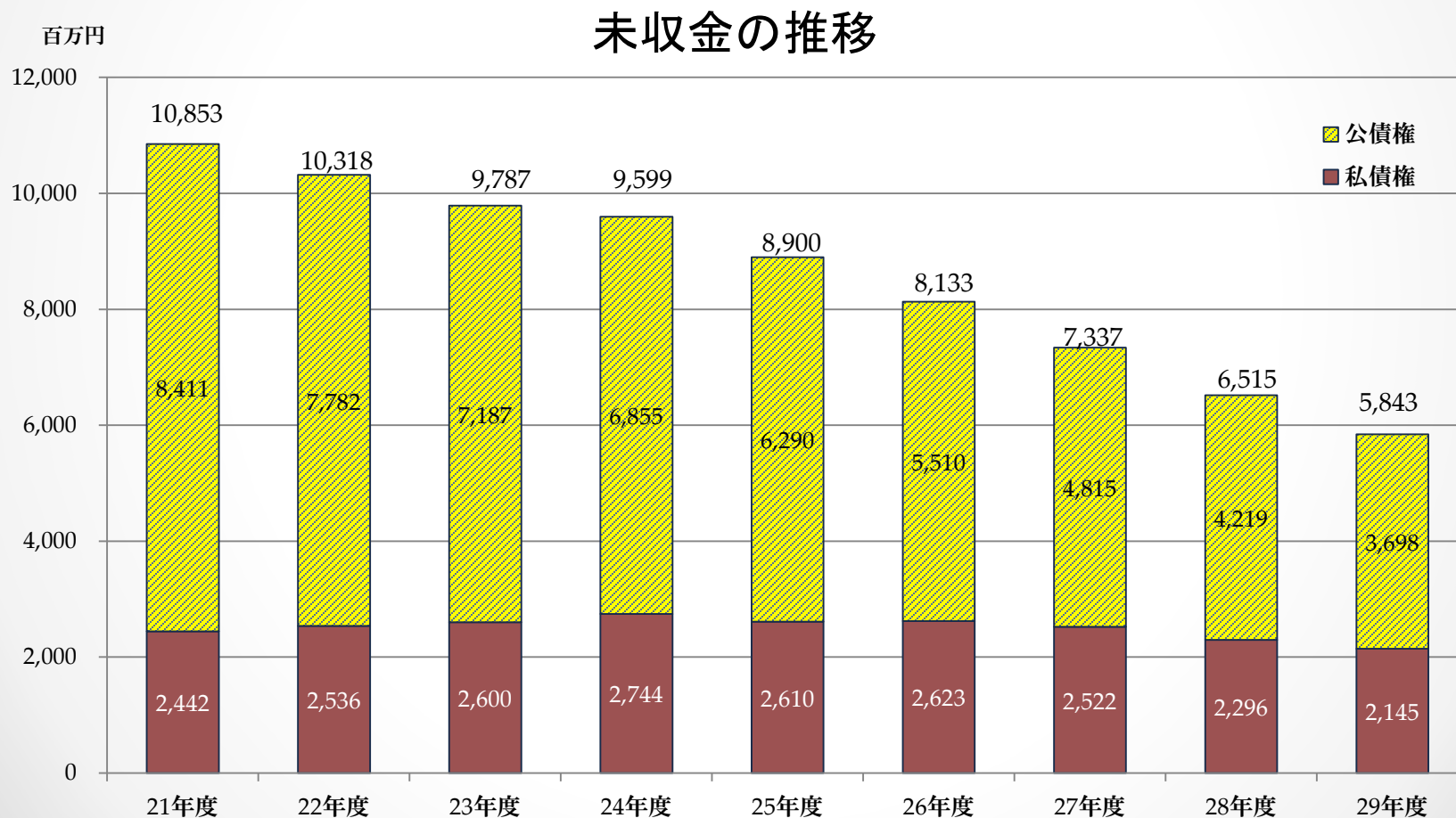
公金の債権回収業務に関する法務研修

京都府 知事直轄組織 会計課

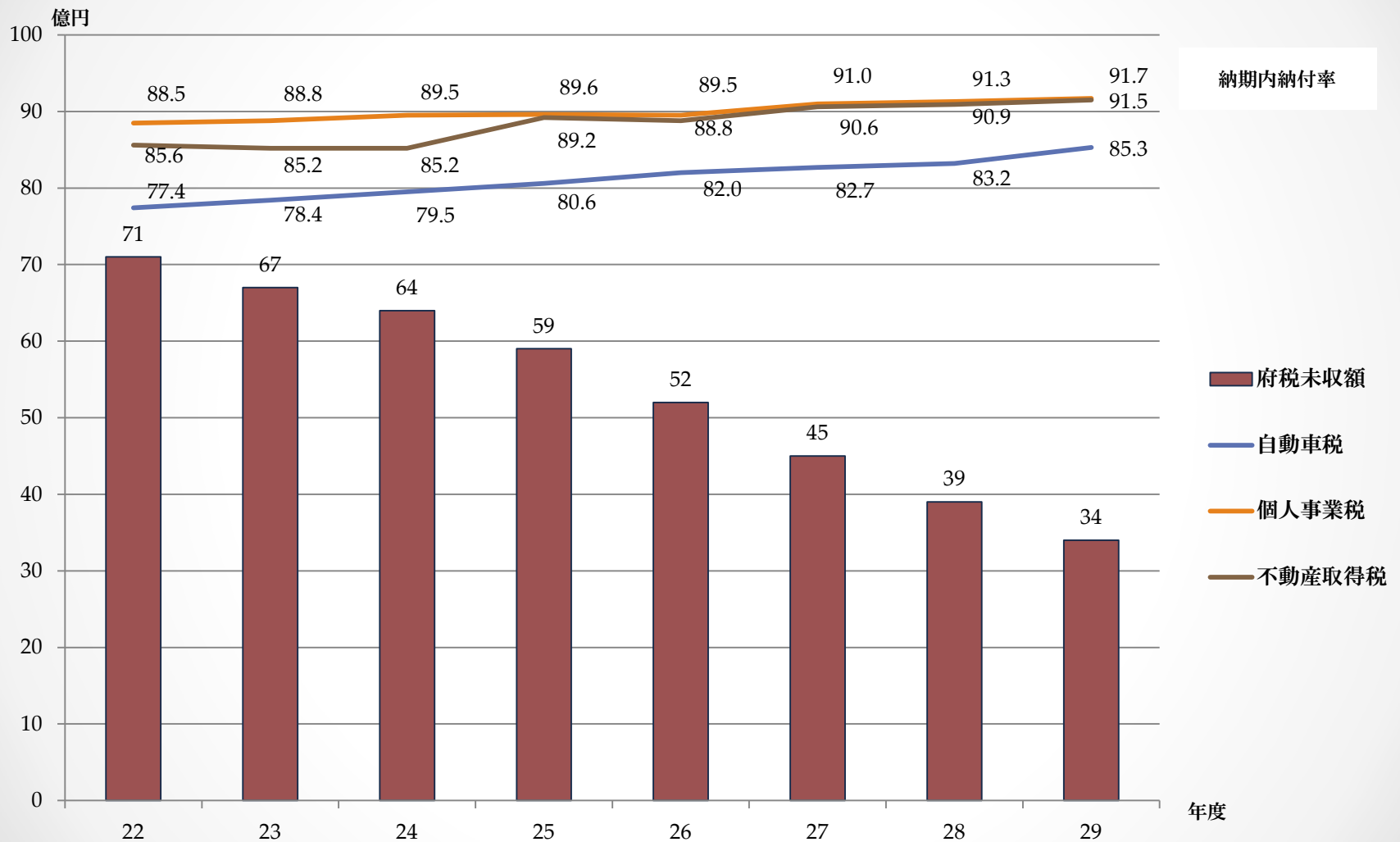
# 京都府の未収金の推移

○未収金総額は、平成21年度の108億円をピークに減少

平成29年度末 58億4,300万円、前年度から6億7,200万円の減



# 京都府の未収金の状況 ①府税



# 京都府の未収金の状況 ①府税

## ■主な徴収対策について

- ・京都地方税機構による滞納整理業務の共同化
- ・コンビニ収納を全税目に対応
- ・納期内納付促進などの現年取組強化  
現年課税・・・徴収率99.5%(29年度)
- ・文書催告とともに同時期に電話一斉催告の実施  
滞納繰越・・・徴収率31.7%(21年度)→47.2%(29年度)  
15.5ポイントUP！

## ■今後の検討

スマートフォンアプリ、ネットバンキング、クレジット納付など収納チャンネルの拡大を検討

# 京都府の未収金の状況 ②税外未収金

## ■ 税外未収金の概要

### ・全体としては減少傾向

府税以外の未収金についても、その減少に向けて全庁を挙げて取り組んできた結果、未収金の発生の抑制が図られたことから、全体としては減少傾向

### ・課題となる債権等

大半の債権が減少傾向にある中で、未収残高が増加している債権もあり、税法非準拠未収債権としては概ね横ばい

特に、高等学校修学資金貸付返還金については、貸付金額自体も大きいことから、毎年多額の未収債権が発生しており、府全体の未収債権額を押し上げる大きな原因の一つとなっている。

# 債権管理プロジェクトチームの経過

各事業所管所属で、償還・催告等に係る事務について処理…回収不能が増加し、未収債権が増加  
特に税法非準拠未収債権(私債権)については、税のように債務不履行が発生した場合、直ちに強制  
執行を行うことができないことから、各担当職員の経験・能力等に大きく左右されていた。



未収債権に対する実効性ある取組を京都府全体で実施していく  
ため、部局横断的な組織として、「債権管理プロジェクトチーム」  
を立ち上げ(平成21年6月)

→関係部局の債権管理担当で構成(事務局:会計課)

全庁的な取組としての位置付けを強化するため、「未収債権対  
策委員会」を設置(平成22年10月)

→関係部局長等で構成(委員長:副知事)

「未収債権対策基本方針」を策定(平成21年8月)し、基本的な処理方針の作成

- ・債権回収に係る実務的な課題の整理
- ・職員のレベルアップなど

# 債権管理プロジェクトチームにおける主な取組①

## (1) 債権管理研修の実施(平21.8～)

経験年数に応じた段階的な研修など職員の事務レベルを引き上げるための取組を精力的に実施

## (2) 破産情報等の一元管理(平21.9～)

府全体の債権債務の相殺をルール化し、府の法人格は一つであることから、部局を超えて総合的相殺を実施

## (3) 時効管理、初回督促・滞納整理票作成、早期対応の徹底(平21.11～)

・債権管理の基礎となる事項を徹底し、時効完成等の防止を図る。

・新たな未収金を発生させない、増やさない取組を徹底し、未収金の減少を図る。

## (4) 催告強化期間の設定(平22.2～)

毎年2月・8月を催告強化月間と定め、全庁的な取組として、電話催告を中心に集中的に催告を実施し、その内容を報告させて、催告漏れの防止及び債権分類を促進

## (5) 弁護士委託の活用(平22.2～)、サービサーの活用(平22.11～)

・弁護士委託…福祉的な観点も踏まえつつ、専門的、第三者的な立場から困難案件の解消を図る。

・サービサー…貸付件数が多い高等学校修学資金について、新たな未収金を発生させないよう初期対応を迅速に実行するため、サービサー(債権管理会社)による電話催告を活用

# 債権管理プロジェクトチームにおける主な取組②

## (6) 支払督促の実施(平23.6～)

母子寡婦福祉資金貸付返還金、児童扶養手当過払返還金において、悪質な滞納者等に対して、支払督促(法的措置)を実施

## (7) 債権の管理に関する条例の制定・延滞金等の徴収に関する条例の制定(平23.7施行)

・債権の適正かつ効率的な徴収・保全・管理について規定するとともに、債権回収の効率化を図るため、私債権を放棄できる要件を規定

・法令等により不可能なものを除き、全ての債権の延滞金等について、地方税の取扱いに準拠し、原則1,000円未満は不徴収、災害等やむを得ない場合は免除できる旨を規定

## (8) 債権の管理に関する条例に係る運用通知の全面改正(平28.1)

未収債権の整理及びその効率的な管理を推進するため、債権管理条例に係る運用通知を全面改正

### ① 債権管理条例の積極的な運用

時効完成債権の放棄に必要な手続きの明確化、事務の簡略化

### ② 回収困難案件の一括管理

回収が見込めない困難債権について、他と区別して一括管理

## (9) 知事専決事項に支払督促関係の追加(平28.3)

地方自治法第180条の知事専決事項に、支払督促に係る訴えの提起及び和解を追加



## 各所属における取組

### □高等学校等修学資金貸付返還金(高校教育課)

- ・弁護士委託、サービサーの活用
- ・支払督促の実施

★前年度から2年連続の減少

27→28年度 △66百万円      28→29年度 △39百万円

### □母子父子寡婦福祉資金貸付返還金(家庭支援課)

- ・弁護士委託、サービサーの活用
- ・支払督促の実施

★未収額が減少 21年度313百万円⇒29年度245百万円 △68百万円

### □府営住宅使用料(住宅課)

- ・弁護士委託

★21年度から毎年未収額が減少 21年度294百万円⇒29年度197百万円  
△97百万円

# 課題と今後の取組の方向

## 課題

滞納額が増加している債権について、外部委託の拡大も含めた体制の強化を図り、催告や債務者からの相談への対応等を拡充

## 今後の方向

今後とも、悪質な滞納者には厳正な姿勢で、生活困窮者等には柔軟な姿勢で臨むなど、個々の実情に応じたきめ細やかな対応に努め、債権管理の適正化を図っていく